

○大隅肝属広域事務組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例

平成21年4月1日

大隅肝属広域事務組合条例第16号

肝属地区一般廃棄物処理組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（平成12年肝属地区一般廃棄物処理組合条例第11号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第35条の規定に基づき、職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

（職務に専念する義務の免除）

第2条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ管理者又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

- (1) 研修を受ける場合
- (2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合
- (3) 前2号に規定する場合を除くほか、管理者が定める場合

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。